

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	東北ミサワホーム株式会社
【英訳名】	TOHOKU MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 春夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市宮城野区日の出町三丁目7番33号
【縦覧に供する場所】	東北ミサワホーム株式会社 盛岡支店 (岩手県盛岡市下太田下川原45番地) 東北ミサワホーム株式会社 山形支店 (山形県山形市寿町14番9号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤春夫は、当社及び当社連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（平成19年2月15日 企業会計審議会）（以下、「内部統制実施基準」という）に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制実施基準にもあるとおり、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があること、又は当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があること等、内部統制が本来有する制約のため有効に機能せず、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

代表取締役社長佐藤春夫は、平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当該財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしております。

なお、当社では内部統制実施基準に準拠した「財務報告に係る内部統制の構築および評価の基本方針」（以下、「内部統制基本方針」という）を定め、評価の範囲の決定及び評価手続について下記のとおり実施しております。

(1) 全社的な内部統制

評価の範囲

全社的な内部統制は、全ての事業拠点（当社においては1つの会社を1つの事業拠点とみなす、以下同様）について全社的な観点で評価するのが原則ですが、内部統制実施基準のただし書きに準拠し、当社の内部統制基本方針において「財務報告に対する影響の重要性が僅少であるとして評価対象としない連結子会社の売上高（連結消去後）の合計が、連結売上高に占める割合において5%未満となる範囲内であることを判断基準とし、評価対象としないことができる」と定めております。

以上の観点から、当社及びミサワホームイング東北株式会社を評価対象とし、エム・アール・ディー仙台株式会社及び青森ミサワ建設株式会社（平成21年9月25日清算終了）の2社を評価対象外としております。

評価手続

内部統制基本方針に基づき、当社及び当社連結子会社全体を対象として内部統制に係る評価項目を定め、当社監査室による担当部署又は関連部署の責任者又はこれに準ずる者に対する質問及び記録の検証等を行い、整備状況及び運用状況の両面から評価を実施しております。

(2) 決算・財務報告プロセスに係る全社的な内部統制

評価の範囲

全社的な観点で評価することが適切と考えられる決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、全社的な内部統制にて選定した評価の範囲と同一とし、固有の業務プロセスとして評価すべき項目の評価範囲については、後述の業務プロセスの評価範囲における、決算・財務報告プロセスに係る仕訳又は項目としております。

評価手続

全社的な観点で評価すべき項目の評価手続については、決算・財務報告プロセスに係る全社的な内部統制における評価項目を定め、前述の全社的な内部統制の評価方法に準じた評価を実施しております。

また、固有の業務プロセスとして評価すべき項目の評価手続については、業務プロセスに係る内部統制の評価方法に準じた評価を実施しております。

(3) 業務プロセスに係る内部統制

評価の範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価の対象とする事業拠点については、全社的な内部統制の評価が概ね良好であることから、重要性の判断基準として連結売上高に対する一定割合を概ね3分の2と捉え、評価対象とする事業拠点を選定した結果、当社及びミサワホームイング東北株式会社を評価対象とし、エム・アール・ディー仙台株式会社及び青森ミサワ建設株式会社（平成21年9月25日清算終了）の2社を評価対象外としております。

なお、評価対象である当社及びミサワホームイング東北株式会社は「一般的な事業会社」と捉えられることから、売上、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象とすると共に、財務報告に対する影響が僅少ではないとの判断から、財務管理における調達（借入）及び現預金並びに人件費管理に係る業務プロセスも個別に評価対象として加えております。

また、当社内部統制基本方針において、評価対象としない事業又は業務の判断基準として、「各連結対象会社について、評価対象としない事業又は業務に係る売上高が当該会社の売上高（連結消去後）の概ね5%未満であること」「連結対象会社全体について、評価対象としない事業又は業務に係る売上高の合計が連結売上高の概ね5%未満であること」のいずれかに該当することをもって評価対象外とするとの基準を定めており、当該基準に従い検討した結果、「戸建事業」「リフォーム事業」及び「建築確認申請等事務代行業務（不動産派生事業の一部）」の業務以外について評価の対象外とすることとしております。

さらに、財務報告への影響を勘案した結果、重要な事業拠点の対象外であるエム・アール・ディー仙台株式会社

における分譲販売プロセス（売上・債権管理）及び在庫管理プロセス（購入・管理・評価）につき、個別に評価対象として追加しております。

評価手続

全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該要点について整備及び運用の状況を評価することによって、当該業務プロセスに係る内部統制の有効性を評価しております。

なお、業務プロセスに係る内部統制の整備状況評価については、評価対象の業務プロセスを実行している拠点において、当社監査室による関連文書の閲覧、担当者への質問及び観察等を通じて評価しております。

また、業務プロセスに係る内部統制の運用状況評価については、サンプリングにより十分かつ適切な証拠を入手すると共に、必要に応じて、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を実施し、評価しております。

(4) ITに係る内部統制について

評価の範囲

当社の日常業務において使用される情報システムは、親会社であるミサワホーム株式会社が全国のディーラー向けに開発したもので、同システムに係る内部統制は親会社が構築していることから、当社としましては、システムユーザーとしてのアクセス権管理以外の整備・運用管理は親会社の評価結果に依拠することとしております。

なお、親会社より同システムの整備・運用管理に係る内部統制の評価結果は有効であるとの報告を得ております。

評価手続

上記アクセス権管理に係る整備状況については、当社監査室によるシステム管理者又はシステム担当者への質問及び関連文書の閲覧等を通じて判断し、評価しております。

また、アクセス権に係る運用状況については、システム管理者又はシステム担当者への質問、内部統制の実施記録の検証、アクセス権の付与状況に関する調査等を実施すると共に、必要に応じて、サンプリングによる検証を実施し、評価しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長佐藤春夫は、平成22年3月31日現在の当社及び当社連結子会社における財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。